

会計検査院職員の贈与等報告書の閲覧について

国家公務員倫理法第9条第2項及び国家公務員倫理規程第13条の規定に基づき、会計検査院職員の贈与等報告書のうち、1件について2万円を超えるものについては、以下記載の手続により、閲覧することが可能です。

（閲覧手続）

- 1 贈与等報告書（以下「報告書」という。）の閲覧請求及び閲覧は、原則インターネットを利用して行うものとします。

（閲覧請求）

- 2 閲覧請求は、以下の手続により行うものとします。
 - （1）閲覧請求者は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、閲覧を希望する報告書の対象期間を記載した電子メールを次のメールアドレス宛に送信してください。
jinji-sf★jbaudit.go.jp
※ 送信の際は、★をアットマーク（半角）に置き換えてください。
 - （2）（1）で記載したメールアドレス宛に、担当職員から、承諾書のひな形（別紙様式1）を電子メールで送信します。
 - （3）閲覧請求者は、必要事項を記入した承諾書を、電子メールで返信してください。

（閲覧方法）

- 3 報告書は、担当職員が閲覧請求者のメールアドレスに電子メールで送信することによって閲覧に供します。

（インターネットを利用した閲覧手続に係る留意事項）

- 4 閲覧請求者は以下の点に留意するものとしてください。
 - （1）インターネットを利用した閲覧手続は、連絡可能な電話番号及びメールアドレスを持ち、PDF ファイルの受信ができることを前提とします。

- (2) 閲覧請求の内容に不備が確認された場合は、担当職員が閲覧請求者のメールアドレスに電子メールを送信して照会を行った上で閲覧に供します。

(その他)

- 5 インターネットを利用した閲覧手続により難しい場合は、以下の手続により閲覧に供します。
ただし、当該手続に違反する者に対しては、閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することがあります。

- (1) 報告書の閲覧場所は、会計検査院庁舎内の応接室又は会議室とし、担当職員が適宜指示します。

- (2) 報告書の閲覧日及び閲覧時間は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）に規定する年末年始の休日を除く。）の午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とし、受付締切時間を午後4時30分とします。

- (3) 報告書は、閲覧場所以外に持ち出してはなりません。

- (4) 報告書は、丁重に扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはなりません。

- (5) 閲覧請求者は、贈与等報告書閲覧者記録簿（別紙様式2）に氏名、住所、電話番号及び閲覧を希望する報告書の対象期間を記入し、担当職員から報告書を受け取って閲覧を行い、閲覧終了後は、速やかに返却するものとします。

(別紙様式1)

令和〇〇年〇月〇日

会計検査院長 殿

(住所) 〇〇県 〇〇市

〇〇町 〇番 〇号

(氏名)

承諾書

私は、贈与等報告書を閲覧するに当たり、下記事項について、全て承諾します。

記

- ・ 閲覧する贈与等報告書の情報について、目的外利用（事実誤認をさせるような不当な情報の加工、流用、二次利用等）は禁止します。
- ・ 閲覧する贈与等報告書の情報について、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのあるような不適切な利用は禁止します。

以上

(別紙様式 2)

贈与等報告書閲覧者記録簿

[illegible]